

# **工事一時中止に係るガイドライン（案）**

## **事例集**

平成24年2月

北陸地方建設事業推進協議会

工事施工対策部会

## はじめに

公共土木工事では受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければなりません。しかし、一部において一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところです。このため平成20年5月に北陸地方建設事業推進協議会の工事施工対策部会において「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を策定し、その活用を図ってきたところです。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)」の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関において工事の一時中止事例を持ち寄り、「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」を作成しましたので参考としてください。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」は北陸地方で実際に発注された工事の一時中止事例(工期・金額変更の有無)を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約の下で多岐にわたる目的物を生産するものであり、必ずしも事例集と同様に対応できるということを保証するものではありません。また、ここに掲載されている事例が必ずしも全ての受発注者共通の認識に基づくものではないことをご理解願います。

この「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」を皆様の参考としていただき、より一層「円滑かつ効率的な事業執行」の推進に寄与できれば幸いです。

平成24年2月

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

工事一時中止に係るガイドライン（案） 事例集一覧 < 増加費用が計上された事例 >

	工種等	概要	中止期間	工期延伸期間 ( ) 赤字：中止期間分延伸	
増加費用が計上された事例	1	護岸工及び耐震対策工事	地元との協議未了	70日間 137日間	
	2	下水道工事	地元との協議未了	34日間 22日間 97日間(内、56日間)	
	3	築堤及び樋門工事	関連工事との協議未了	59日間	101日間(内、59日間)
	4	舗装工事	関連工事の遅延	125日間	(101日間)
	5	舗装工事	関連工事の遅延	87日間 111日間	139日間(内、87日間) (74日間)
	6	トンネル工事	関連工事の遅延	201日間	(223日間)
	7	道路改良工事	関連工事の遅延（地権者の移転工事遅延）	72日間	(31日間)
	8	電線共同溝工事	関係機関との協議未了	58日間 154日間	(102日間)
	9	電線共同溝工事	関係機関との協議未了	40日間	94日間(内、40日間)
	10	電気通信設備工事	関係機関との協議未了	30日間 182日間 39日間	340日間(内、251日間)
	11	道路工事	関係機関との協議未了	56日間	なし
	12	下水道工事	関係機関との協議未了	120日間	187日間(内、120日間)
	13	道路改良工事	設計図書と現地の相違（工食用道路）	123日間	151日間(内、123日間)
	14	トンネル工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	42日間	334日間(内、42日間)
	15	海岸工事	設計図書と現地の相違（現地地盤）	92日間 46日間	197日間(内、138日間)
	16	築堤及び樋門工事	自然的又は人為的な事象（遺跡調査）	151日間 177日間	382日間(内、328日間)
	17	砂防工事	自然的又は人為的な事象	103日間	222日間(内、110日間)
	18	砂防工事	自然的又は人為的な事象	28日間	93日間(内、28日間)
	19	砂防工事	自然的又は人為的な事象	99日間 55日間	150日間(内、99日間) 90日間(内、55日間)
	20	離岸堤工事	自然的又は人為的な事象	104日間	254日間(内、104日間)
	21	橋梁工事	自然的又は人為的な事象	62日間	374日間(内、62日間)
	22	トンネル工事	自然的又は人為的な事象	8日間	なし
	23	公園工事	自然的又は人為的な事象	51日間	90日間(内、51日間)
	24	海岸工事	自然的又は人為的な事象	50日間 133日間	244日間(内、183日間)
	25	トンネル工事	自然的又は人為的な事象、関連機関との協議未了	75日間 68日間 33日間	なし

工事一時中止に係るガイドライン(案) 事例集一覧 < 増加費用が計上されなかった事例 >

	工種等	概要	中止期間	工期延伸期間 ( ) 赤字：中止期間分延伸
増加費用が計上されなかった事例	橋梁下部工事	地元との協議未了	221日間	(171日間)
	橋梁下部工事	借地協議の未了	61日間	90日間(内、61日間)
	舗装工事	関連工事との協議未了、設計変更	14日間 93日間 46日間	200日間(108日間) 62日間 46日間(46日間)
	築堤工事	関連工事の遅延	91日間	(96日間)
	橋梁上部工事	関連工事の遅延	20日間	90日間(内、20日間)
	トンネル工事	関連工事の遅延	169日間	(99日間)
	トンネル工事	関連工事の遅延	222日間	(238日間) 127日間
	道路設備工事	関連工事の遅延	105日間	187日間(内、105日間)
	橋梁耐震補強工事	関係機関との協議未了	9日間	40日間(内、9日間)
	トンネル工事	関係機関との協議未了	39日間	122日間(内、39日間)
	道路工事	関係機関との協議未了	47日間	なし
	下水道工事	関係機関との協議未了	28日間	(28日間)
	歩道工事	関係機関との協議未了、設計変更	152日間	(159日間) 200日間
	砂防流路及び道路改良工事	設計図書と現地の相違(現地地盤)	35日間	なし
	道路改良工事	自然的又は人為的な事象	51日間	15日間
	電線共同溝工事	自然的又は人為的な事象、設計変更	39日間 16日間	204日間(内、39日間) (16日間)
	公園工事(電気通信設備)	自然的又は人為的な事象	51日間	90日間(内、51日間)
	設備塗装工事	自然的又は人為的な事象	22日間	26日間(内、22日間)
	舗装工事	自然的又は人為的な事象(遺跡調査)	127日間	(62日間)
	堰工事	自然的又は人為的な事象	18日間	なし

# 1 川 耐震対策工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

:増加・延伸

川右岸3.2km(橋上流)において、低水護岸工及び耐震対策工を施工するものである。 ×:増加なし・延伸なし  
 工種:耐震対策工:鋼管矢板 700×t9 L=13m 88本 市道付替工:W=6.5m 100m 付属施設工:一式  
 工期:H21.2.24 ~ H22.3.26 (当初:H21.8.31)

## 【2. 中止概要】

本工事の耐震対策工については、当初、特記仕様書において、修正設計成果の提示を平成21年3月下旬としていたが、別途業務で予定していたボーリング調査の遅れ等により当初予定していた時期に実施不可能となったため、本工事でボーリング調査を4月中旬より行い、修正成果の検討資料とする事となり、提示が遅れる事となった。

市道付替工については、当初、特記仕様書において、本工事の迂回路設置に伴う借地を予定していたが、用地関係の未協議により、地元から着手の承諾を得られず、工事着手ができない状況となった。

上記より、修正設計成果の提示及び地元協議の承諾が平成21年6月30日頃となり、それまでの期間、施工を中止する事となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事が施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22																	
月	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3			
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	着工 2/24												完成 8/31																	
変更工期	着工 2/24												完成 8/31												工期延伸期間(207日間) 9/1 ~ 3/26					
													4/24 ~ 7/2 工事一時中止期間(70日間)																	

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

平成21年4月27日 受注者が工事の一時中止に伴う基本計画書を提出し、協議の結果、中止期間(70日間)の現場維持費を計上した。(ガイドラインP15「標準積算」により算定) 積上げ項目は特になし

## 【5. コメント】

着工後、工事の一時中止(70日)と、低水護岸工の増工のため工期変更の必要性が生じた。8月12日に第1回変更を行い、低水護岸工の増工分(137日)を加算して工期延伸(207日)とした。

## 2 下水道工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

:増加・延伸

工種: 開削工法( 200VU)L=166m,( 250VU)L=79m,推進工法( 200VU)L=51m

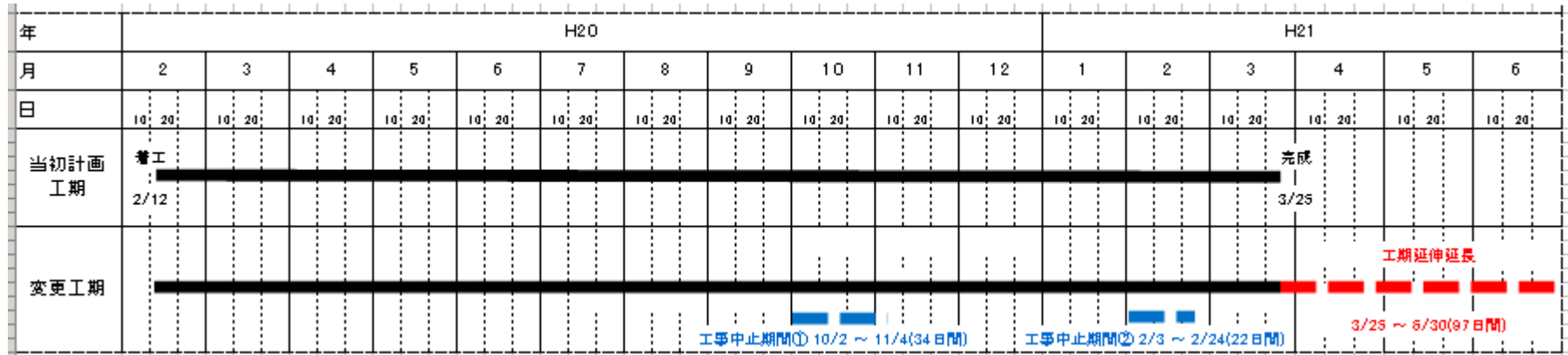
×:増加なし・延伸なし

工期: H20.2.12 ~ H21.6.30 (当初:H21.3.25)

### 【2. 中止概要】

工事路線一部について地元から同意が得られず、工事の進捗を図ることが出来ないことにより、やむを得ず工事中止(56日間)を余儀なくされた。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事が施工できない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】



### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事中止期間は56日と3ヶ月未満であったため、一時中止の増加費用は標準積算にて計上した。(ガイドラインP15「標準積算」により算定)

### 【5. コメント】

・受注者の責によらない理由により施工不可能となったため、工事中止の措置を取り、工期・金額について受発注者で協議し必要な対応を行った。

・工期延伸(97日)は、中止期間 + (56日)に舗装の本復旧に要する期間(増工41日)を加算したものである。

# 3 川 築堤及び樋門新設工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

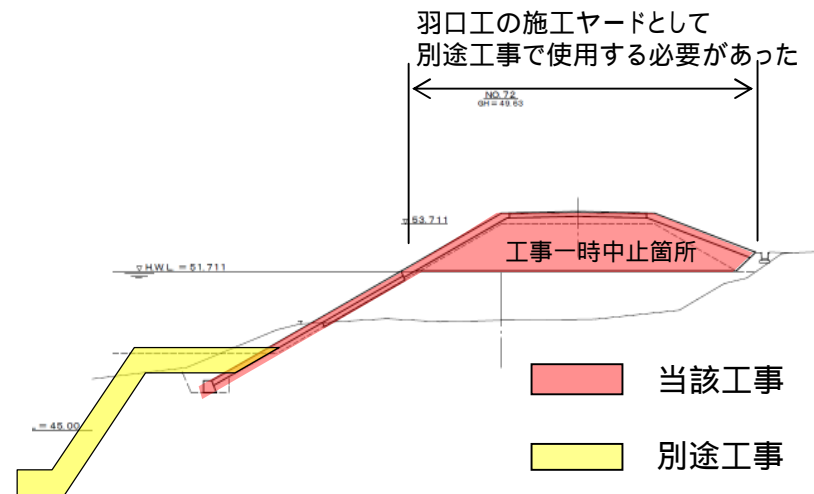
工種：築堤盛土L=700m、排水樋門1基、橋脚保護1式

工期：H21.3 ~ H22.3

## 【2. 中止概要】

本工事は、別途工事で施工する護岸工上部(HWL以上)の築堤工事である。施工箇所の一部に山付け部の取付けがあり、別途護岸工事で羽口工の必要が生じたことから盛土箇所の一部を作業ヤードとして利用する必要があったため、当該箇所の盛土工、植生工、天端工などについて工事を中止した(59日)。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

工事箇所の断面図



## 【3. 中止期間】

年	H21												H22																																			
月	3			4			5			6			7			8			9			10			11			12			1			2			3			4								
日	10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20										
当初計画工期	着工 3/12												完成 12/20												工期変更(12/18)																							
変更工期	-												-												12/1 工事一部中止期間(59日間) 1/28												12/20 ~ 3/31(101日間) 工事延伸期間											

## 【4. 増加費用の協議】

工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用(ガイドラインP27費目「ホ 運搬費」に該当)

## 【5. コメント】

中止期間が契約工期末を越える予定であったため、12/18に工期変更を行い、別途工事の工程を確認、再開日(1/29予定)を想定(59日)した上で再開後の増工分を加算し(42日)、工期延伸(101日)を行った。

## 4 舗装工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

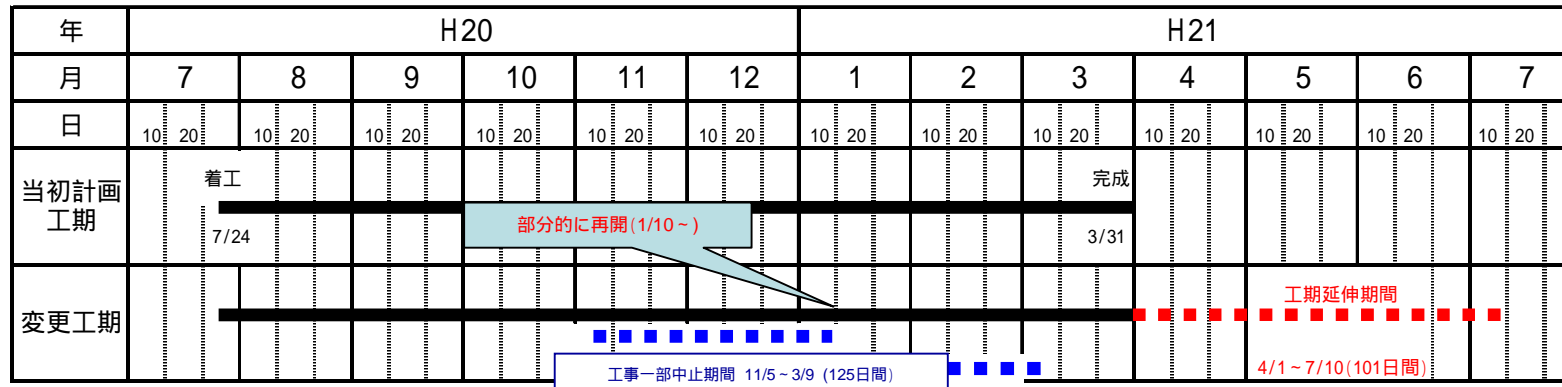
工種： 工事延長L = 620m 地盤改良工7,660m<sup>2</sup> 舗装工14,280m<sup>2</sup> 排水工1,210m  
 工期： H20.7.24 ~ H21.7.10 (当初:H21.3.31)

: 増加・延伸  
 × : 増加なし・延伸なし

### 【2. 中止概要】

先行する別途工事である橋梁床版工事に遅れが生じ、影響する工事範囲について部分中止を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】



### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の借地料・賃料及び水道光熱費(ガイドラインp26費目「又役務費」に該当)
- ・受注者の職員(現場代理人及び監理技術者)経費(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

### 【5. コメント】

・工事の部分中止であったが、主たる工種(舗装工等)の施工ができず中止期間が全体工期に影響したため、工期延伸(101日)の必要があった。一部中止期間(125日)に対し、延伸期間(101日)と約20日程少ない理由は、1/10以降、部分的に中止箇所の再開を行っていた期間(1/10~3/9)を考慮したためである。



## 5 舗装工事

費用増	工期延伸

: 増加・延伸

× : 増加なし・延伸なし

### 【1. 工事概要】

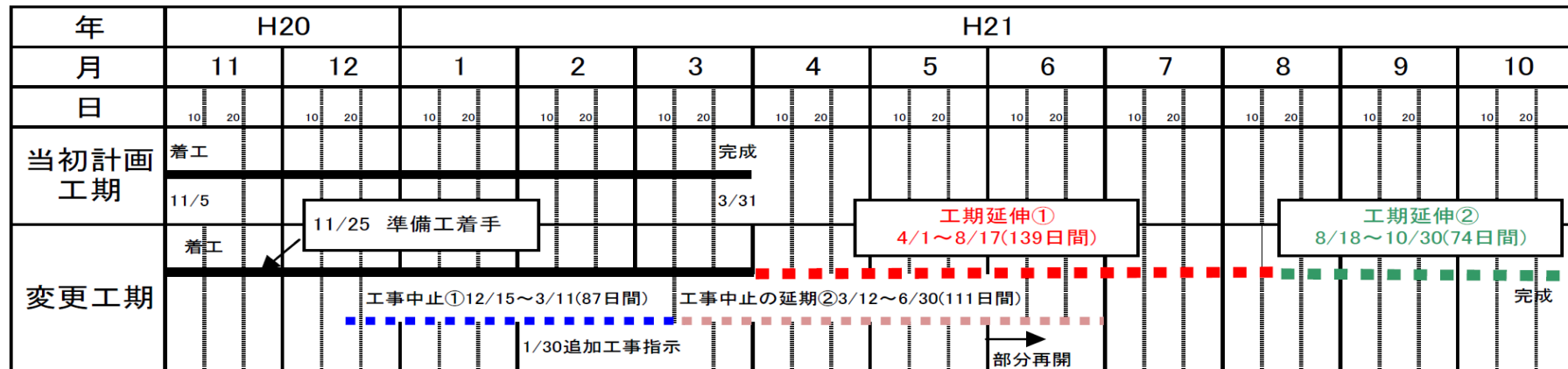
工種: アスファルト舗装約440m 20,720㎡・防護柵(ガードレール等)579m・飛雪防護柵 30m

工期: H20.11.5 ~ H21.10.30 (当初:H21.3.31)

### 【2. 中止概要】

他工事による盛土工が完了していないため、施工に着手できないためやむを得ず工事中止(198日間)を行った。  
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】



### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・労務者や技術職員の体制縮小および再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)
- ・機械や仮設機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「二 機械経費」「ト 仮設費」に該当)

### 【5. コメント】

先行工事の遅れに伴い工事中止 (87日間)となり、増工分の施工に要する期間(52日間)と合わせて工期延伸(139日間)となった。その後、先行工事の遅延に伴い工事中止期間の延長(111日間)が発生し、再度工期延伸(74日間)となった。工期延伸が中止期間より少ないのは、中止期間の途中(6月1日~)で、部分的に再開できている箇所があったためである。

# 6 トンネル工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

工種: 掘削工 約1200m  
 工期: H20.3.6 ~ H22.11.8 (当初:H22.3.30)

## 【2. 中止概要】

工事用道路が別工事にて発注されていたが、工事着手時点で別工事が完了しておらず、工事用道路完成引渡しまで準備工及び仮設工等以外の工事が一時中止(201日間)となった。  
 (ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H20												H21												H22										
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20		
当初計画 工期	着工 '3/6												完成 '2/30																						
変更工期	(Blue dashed line)												(Red dashed line)																						
	4/17 ~ 11/4 (工事一部中止期間(201日間))												3/31 ~ 11/8 (223日間) (工期延伸期間)																						

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・ 仮設資機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP26 費目「ト 仮設材」に該当)
- ・ 元請の現場常駐従業員に係る費用(ガイドライン P27, 28 費目「カ 社員等従業員給料手当」「レ 福利厚生費等」に該当)
- ・ 工事現場の維持に要する本支店における費用(ガイドラインP28(2)「本支店における増し分費用」に該当)

## 【5. コメント】

当該中止は全体工事に影響を及ぼしたため、中止期間と同程度の期間(223日間)の工期延伸となった。

## 7 地盤改良その 工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

工種: 地盤改良工事 750本

工期: H22.1.9 ~ H22.11.15

: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

### 【2. 中止概要】

・本工事は、施工にあたって支障となる家屋が施工区域内にあったが、用地買収契約における地権者との移転条件が3月末までとなっていたことから、その旨条件明示を行い発注した。

・しかし、当該家屋の移転が地権者のやむを得ない理由により4月29日まで遅延することとなったため、移転が完了するまで間、工事の一部中止(72日間)を行った。

### 【3. 中止期間】

年	平成22年																					
月	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期																						
変更工期																						

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・中止期間中の現場維持、現場管理に要する費用(ガイドラインP27費目「カ社員等従業員給料手当」に該当)

### 【5. コメント】

- ・受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。
- ・支障家屋の移転時期が当初予定より約1ヶ月間遅れた事を考慮し、工期延伸(1ヶ月)となった

費用増	工期延伸

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 電線共同溝 L = 240m

工期: H21.3.28 ~ H22.3.30 (当初:H21.12.18)

## 【2. 中止概要】

電線管理者と無電柱化合意の協議中であったため、現地における作業が伴う全工種について、やむを得ず工事全部中止(58日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

58日間の全中止後、準備工、電線共同溝補修工、家屋調査について再開したが、154日間の一部中止を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21										H22					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
日	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20		
当初計画 工期	着工 3/28	-----										完成 12/18				
変更工期		-----												工期延伸期間		
		4/20	工事全部中止期間①(58日)			6/15	6/15	工事一部中止期間②(154日)		11/15			12/18~3/30(102日間)			

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・現場事務所の維持管理に要する費用(ガイドラインP27 費目「運営繕費」に該当)

## 【5. コメント】

中止期間が全体工事に影響があった為、工期を延伸(102日間)しているが、中止期間 + (58+154=212日)の約1/2程度なのは、一部中止期間中であっても協議完了箇所を随時工事再開していたために短い期間の延伸で対応可能であった。

## 9 電線共同溝工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

工事種：電線共同溝工 L=270m

工期：H22.3.2 ~ H23.3.28 (当初:H22.12.24)

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

### 【2. 中止概要】

工事準備中の段階において、警察・電線管理者等との協議により、管路及びハンドホールの位置・構成等を修正設計する必要が発生したことから、やむを得ず工事中止(40日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため工事を施工できない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H22												H23													
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3	
月	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3	
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期																										
変更工期																										

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・労務者や技術職員の体制縮小および再開に要する費用等(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)について協議した結果、標準積算による金額(ガイドラインP15工事中止に伴う積算方法(標準積算による場合)となった。

### 【5. コメント】

工事中止による延期(40日)の他、現地調査の結果、掘削範囲においてコンクリート版が埋設されていることが判明したため、コンクリート版撤去工の増工及び工程見直しによる期間(54日)を加え、合計94日間工期延期した。

# 10 光ケーブル管路敷設工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

工種：配管工 7,825m ハンドホール設置工 86基 舗装工 1式

工期：H21.7.9 ~ H22.11.5 (当初:H21.11.30)

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【2. 中止概要】

地区内の工事で、埋設ルート確定にあたり関係機関(県、森林管理署)の現地立会い、高山植物等保護のためのルート変更協議に多くの時間を要し、国有林野使用承認が遅れ、やむを得ず工事中止(30日間)を行った。  
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22																		
	7		8		9		10		11		12		6		7		8		9		10		11								
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20							
当初計画工期	着工												完成																		
	7/9												11/30																		
変更工期													工期延伸																		
													11/5																		
			9/1		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
			工事一時中止期間(30日間)										11/30		5/31		7/24		8/31												
													有料道路冬期閉鎖中止		夏期休暇シーズン中止																

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

中止期間中の現場維持等の費用(ガイドラインP24 費目「営繕費」に該当)

## 【5. コメント】

積雪により工期が限定される工事で、現地施工方法が関係機関(県、森林管理署)と現地立会い後の決定となったため、工事に着手できず一時中止(30日)した。そのため積雪により有料道路が閉鎖となり工期が延伸となった。また、工事一時中止(30日)に加え、有料道路冬期閉鎖中止(182日)と夏期シーズン中止(39日)、他の増工分(89日)を考慮して、340日の工期延伸とした。

# 11 市道その 工事

費用増	工期延伸
	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 工事用道路 L = 80 m (道路土工、法面工、排水構造物工)

工期: H21.3.24 ~ H21.12.18 (当初:H21.12.18)

## 【2. 中止概要】

・工事実施にあたり、契約工種以外の雪崩防護柵の撤去及び移設が必要となり、仮設物(仮設道路及び索道)を設置することになった。

仮設物設置箇所は保安林内のため、発注者から 県へ作業許可申請を行った。許可までに1~2ヶ月を要することから、工事全部の中止(56日間)を行った。(ガイドライン P8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22																			
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4					
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
当初計画 工期	着工 3/24		-----												完成 12/18																	
変更工期	-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----		完成 12/18													
					5/1 工事区間の全部中止(56日間)		6/25																									

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・設置済みの現場事務所の中止期間に係る維持・補修に要する費用(ガイドラインP27 費目「ヲ 営繕費」に該当)
- ・工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」)に該当

## 【5. コメント】

当該地域は、豪雪地帯で工期延伸により施工を継続させることは不可能であった。そこで、法面工の法枠を当初設計である現場打ちコンクリート工法を見直し、品質(安全性・耐久性)の面で同等とされており、施工期間が短縮可能である鋼製フレーム(2次製品)に変更することで工期内に完成可能であったため工期延伸はなかった。

# 12 下水道工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

工種： 推進工 87.5m 開削工 320.2m

工期： H22.7.20 ~ H23.8.31 (当初：H23.2.25)

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【2. 中止概要】

試掘の結果、既設のガス・水道管の位置が図面と異なり、下水道法線と重なることが判明した。既設埋設管の移設、もしくは下水道法線の再検討が必須となり、方針決定及び手続き等に相当な時間を要することから、やむを得ず工事中止(120日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H22年						H23年												
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	1 0			1 0	2 0	1 0	2 0	1 0	2 0	1 0		1 0	2 0	1 0	2 0	1 0			
当初計画工期																			
変更工期																			

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の維持に要する費用(ガイドラインP27費目「営繕費」に該当)
- ・現場に常駐する職員の体制維持から再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「社員等従業員給料手当」に該当)

## 【5. コメント】

受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。



費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

工期:平成20年11月26日～平成22年1月29日(当初8月31日迄)

掘削工 10,800m<sup>3</sup>、土質改良 10,800m<sup>3</sup>、擁壁工 1式、排水構造物 1式、舗装工 1式、踏掛版工 1式、構造物撤去工 1式、雑工 1式、仮設工 1式

### 【2. 中止概要】

工事用道路撤去の延長のため。既設工事用道路が圃場内に設置してあり、本工事にて撤去及び圃場復旧を実施する予定であった。しかし既設工事用道路の代替となる本線の工事完了が間に合わないとともに冬期間の圃場復旧が困難であることから工事用道路撤去を延長することとなった。工事用道路の土砂を流用し盛土を実施する工事であったため工事用道路撤去とともに工事が一時中止となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H20				H21										H22				
月	11		12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
当初計画 工期		着工 11/26																	完成 8/31
変更工期																			工期延伸期間 9/1～1/29(151日間)
																			1/29 工事一部中止期間(123日間) 5/31

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の維持に要する費用(ガイドラインP27 費目「ヲ 営繕費」に該当)
- ・現場に常駐する職員の体制維持から再開に要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

### 【5. コメント】

- ・工期延伸期間の内訳[(一時中止期間123日)+(増工要素である雑工(工事用道路撤去及び圃場復旧)に要する期間28日)]、により工期延伸期間を151日間とした。

# 14 トンネル工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

: 増加・延伸

×: 増加なし・延伸なし

工種: トンネル延長L = 1,760m トンネル掘削工1,555m(NATM工法)、覆工・インバート工含む)  
 工期: H19.6.15 ~ H23.2.28 (当初:H22.3.31)

## 【2. 中止概要】

トンネル起点側坑口において、崖水層の厚さが想定より厚いことが判明し、坑口付前に法面対策が必要となり、トンネル着工が不可能となったことから、施工の一部を一時中止した。(ガイドラインP8「工事用地等が確保できない等のため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H19							H20	H21	H22					H23				
月	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3	4	5		12	1	2	3
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20			10/20	10/20	10/20	10/20	10/20		10/20	10/20	10/20	10/20
当初計画工期	着工 6/15							(中略)		完成 3/31									
変更工期								(中略)							工期延伸期間 4/1~2/28(334日間)				

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・現場事務所の借地料・賃料及び水道光熱費(ガイドラインp26費目「又役務費」に該当)
- ・受注者の職員(現場代理人及び監理技術者)経費(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

## 【5. コメント】

- ・受注者の責に帰すことができないケースであり、増工費用の計上は必要であった。
- ・工事の一時中止(42日)の他、坑口付前の法面対策工の増工分(90日)、地山悪化による掘削方法の変更(上半先進掘削 全断面早期閉合)による増工分(202日)を加算して工期延伸(334日)とした。

# 15 工区 直立堤補強工事

費用増	工期延伸

【1. 工事概要】 地盤安定工 L = 189m 工期 H21.8.7 ~ H22.2.15 (当初)  
 ~ H22.8.31 (変更)

: 増加・延伸  
 × : 増加なし・延伸なし

## 【2. 中止概要】

当初、受注者は12月までに現場作業を完了することで工程を計画していたが、工事着手後に既設直立堤の試掘調査及び地盤改良のための地質調査が必要となり一部中止（92日）が生じた。この中止により現場作業が遅れ1月～2月の冬季風浪期と重なることとなり、現場の安全を確保した工事が実施できないため、施工の一時中止（46日）を行った。（ガイドラインP8「自然又は人為的な事象のため施工できない場合に該当」）

## 【3. 中止期間】

年	H21						H22							
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画工期		着工 8/7						完成 2/15						
変更工期		8/12	工事一部中止期間 (92日間)			11/12	1/1	工事一部中止期間 (46日間)		2/15	工期延伸期間			他の増工による延伸期間
										2/16 ~ 7/3 (138日間)				

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

受注者が基本計画書を提出し、工事再開後、工事請負契約書に基づき請負代金額変更協議書が提出された。一部中止に伴う増加費用として、敷き鉄板、現場維持に必要な仮設等の賃料を積上げ計上した。（ガイドラインP26「ト 仮設費」に該当）

## 【5. コメント】

工事一部中止期間（92日）+（46日）= 138日となり、増工分工期（59日）と合わせて197日の工期延伸となった。受注者の責に帰することができないケースであり、増加費用の計上は必要であった。

# 16 樋門及び築堤工事

費用増	工期延伸

## 【1. 工事概要】

工種： 樋門 1基 築堤 570m

工期： H19.3.21 ~ H21.3.31 (当初:H20.3.14)

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【2. 中止概要】

・本工事の築堤については、埋蔵文化財調査((財) 県埋蔵文化財センターが実施)の終了を待ち、施工する予定であったが、当初想定していた3層(平安遺跡層・弥生遺跡層・縄文中期遺跡層)の遺構が、本発掘調査にて5層(平安遺跡層・古墳遺跡層・弥生遺跡層・縄文後期遺跡層・縄文中期遺跡層)であることが判明し、発掘作業量が大幅に増加したため、埋蔵文化財調査期間が延長となり、調査延長された期間の工事中止を余儀なくされた。(ガイドラインP8「人為的な事象による中止(遺跡調査)」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H19												H20												H21		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20		
当初計画 工期	着工												完成														
	3/21												3/14														
変更工期													3/7変更契約(工期変更H20.3.31)17日工期延伸														
													3/21第2回変更契約(工期変更H21.3.31)365日工期延伸														
													11/1 工事の一部中止期間(151日)												H20.3/15 - H21/3/31(382日間)		
													3/31 4/1 工事の全部中止期間(177日)												9/24		

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・全面中止した期間の現場事務所の借り上げ費や光熱費(ガイドラインP27費用「ラ 営繕費」に該当)
- ・現場代理人の給料手当などに要する費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)

## 【5. コメント】

・工事再開の際に、埋蔵文化財調査との工程調整を踏まえ作成した計画工程表を基に受注者と協議のうえ、変更工期を設定(埋文調査完了(H20.12.6)まで工程調整を行いながら並行しての施工のため中止期間以上の延伸となっている。)

費用増	工期延伸

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

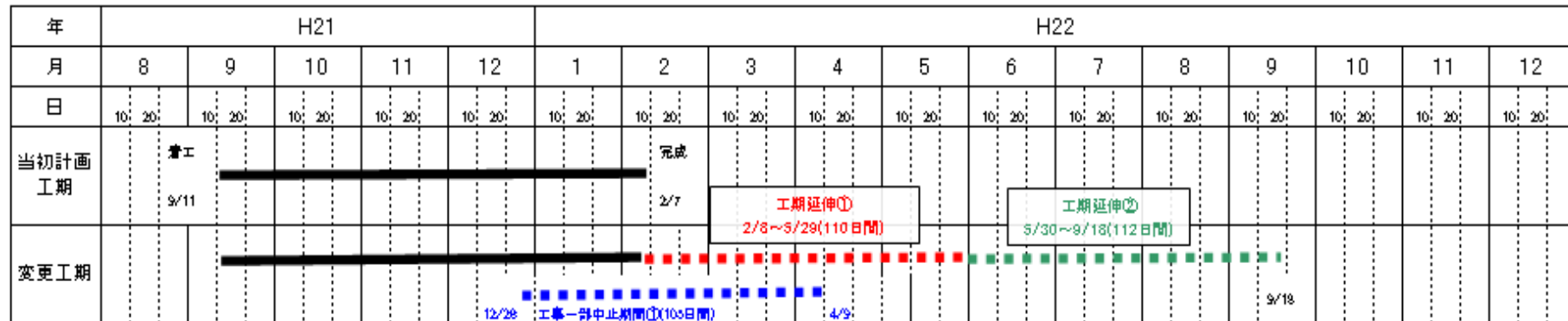
工種: 床固工1基(コンクリート500m<sup>3</sup>) 流路護岸工316m

工期: H20.9.11 ~ H21.9.18 (当初:H21.2.7)

## 【2. 中止概要】

継続的な降雪により、工事現場への搬入路が通行不能となり、また法面からの雪崩に対し、安全確保が出来なくなったため、工事の一時中止(105日間)を余儀なくされた。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】



## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・中止期間中の現場保持のための大型土のうの移設・製作及び再開時の撤去に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「ト 仮設費」に該当)

## 【5. コメント】

降雪により施工ができなくなり12月26日に工事中止を行い、2月5日に第1回変更にて、工事再開を4月20日に予定し、中止期間分の工期延伸(110日)を行った。工事再開後、護岸工に設計変更の必要性が生じたため増工分の工期延伸(112日)を行った。

# 18 下流第 号帯工工事

費用増	工期延伸

【1. 工事概要】 帯工1基(コンクリート=1043m<sup>3</sup>、天端保護工243m<sup>2</sup>) 護床工1式(コンクリート1455m<sup>3</sup>)  
 工期 H21.8.7 ~ H22.6.15(当初:H22.3.14)

:増加・延伸  
 ×:増加なし・延伸なし

【2. 中止概要】 本工事箇所右岸及び右岸工事用道路法面は、勾配が30度を超える急斜面であるため、降雪期には雪崩の発生が見られる所である。気象状況等に注意を払いながら左岸先行で工事を実施してきたが、右岸部の工事を実施するにあたり、2月5日からの大雪とその後の暖気により雪崩発生の危険が増している状況となったため、右岸部の工事を天候が安定し雪崩の危険がなくなるまで一時中止したものである。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H21					H22								
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
日	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:	10: 20:		
当初計画 工期	■ 着工							■ 完成						
	8/7							3/14						
変更工期	■							■		■ 工期延伸期間			■	
								2/8		3/7 工事一部中止期間(28日間)			3/15~6/15(93日間)	

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

中止期間が3ヶ月以下であるためガイドラインP15の標準積算により算出した額を増加費用として計上。

### 【5. コメント】

再開にあたり右岸急斜面部の崩落危険箇所の対策工が必要となったことから、対策工65日 + 中止期間28日、計93日間の延伸となった。



# 19 第 号床固工補修工事

費用増	工期延伸

**【1. 工事概要】** 床固工補修1式(コンクリート1990m<sup>3</sup>、天端保護工160m<sup>2</sup>、堤冠コンクリート40m<sup>3</sup>)  
 工期 H21.8.6 ~ H22.10.29

: 増加・延伸  
 × : 増加なし・延伸なし

**【2. 中止概要】** 資材等の搬入に使用している右岸工事用道路に1月5日朝、岩盤崩落が確認され通行が困難となった。現地調査の結果、崩落箇所の岩盤に亀裂が多く再度崩落が発生する危険があることから降雪期が終了し現地調査と対策工が可能となるまで工事の全部を一時中止した。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

左岸法面上部において、別途発注工事による法面对策工が実施され、浮石除去時に直下の当現場まで落石が到達する恐れがあるため工事の全部を中止した。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21					H22									
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
日	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20
当初計画工期	着工 8/6					完成 3/3									
変更工期	■					■					■				
						1/10 工事一部中止期間(99日間)					4/18 6/22 工事一部中止期間(55日) 8/15				
						工期延伸① 3/4~7/31(150日間)					工期延伸② 8/1~10/29(90日間)				

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・存置する機械の損料や場外へ搬出搬入する機械の運搬に要する費用(ガイドラインP25 費目「二 機械経費」へ「運搬費」に該当)

## 【5. コメント】

右岸斜面崩落発生による中止99日及び崩落対策工増工51日で150日間の工期延期を行う。(第1回変更(3月2日))  
 別途工事による左岸法面对策工実施による中止55日及び現場条件の相違による護床工増工35日で90日間の工期延期を行う。(第2回変更(7月28日))

費用増	工期延伸

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 基礎工1式 本體工1式 構造物撤去工1式 仮設工1式他  
 工期: H21.6.30 ~ H22.8.31 (当初:H21.12.20)

## 【2. 中止概要】

台風による波浪により施工中の基礎工が被災した。海象条件が厳しくなることから被災箇所復旧後の工期内完成が困難であったことから、越冬対策を施し海象条件が厳しくなる期間工事中止(104日間)を行った。  
 (ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事が施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21							H22																												
	6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8							
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	30	40	50	60	70	80	10	20								
当初計画 工期	着工 6/30																完成 12/20																			
変更工期															12/1		工事の中止期間(104日間)		3/14		工期延伸期間		12/21~8/31(254日間)													

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・ 重建設機械の分解組立輸送及び作業船のえい航に要する費用(ガイドラインP25費目「ホ運搬費」に該当)
- ・ 中止に伴い必要となった工事現場の安全施設に要する費用(ガイドラインP26費目「リ安全費」に該当)
- ・ 営繕施設の賃料及び敷地の借上げに要する費用(ガイドラインP27、28費目「ヲ営繕費」「タ地代」に該当)
- ・ 中止期間中の工事現場の維持等に要する費用(ガイドラインP27費目「カ社員等従業員給与手当」に該当)

## 【5. コメント】

工事中止が当初工期を超えることが確実であることが見込まれたため、工事中止期間の見込み(104日)に、工事再開後の越冬対策の撤去工及び被災箇所の復旧に要する日数(150日)も加味して、254日間の工期延伸を行った。



## 21 橋工事

費用増	工期延伸

### 【1．工事概要】

工種： 橋長：369m  
 工期： H17.3.16 ～ H20.3.31 (当初：H19.3.23)

○ : 増加・延伸  
 × : 増加なし・延伸なし

### 【2．中止概要】

工事用地内に焼却灰が見つかり、産業廃棄物の調査のために工事の一時的な中止(2カ月間)を余儀なくされた。  
 (ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合」に該当)

### 【3．中止期間】

年	平成17年												平成18年												平成19年												平成20年												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
日																																																	
当初計画 工期																										完成																							
変更工期	着工																												3/23			工期延伸期間																	
												12/15			2/14 工事一時中止期間2カ月												H19.3/24 ~ H20.3/31 (約12月間)																						

### 【4．増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・中止期間中の現場維持、現場管理費に要する費用(ガイドライン P27費目「カ社員等従業員給料手当」に該当)
- ・直接工事費、仮設費における損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「二機械経費」「ト仮設費」に該当)中止期間が2カ月のため、標準積算により算出。

### 【5．コメント】

- ・受注者の責に帰する事ができない事由により施工ができない場合であるため、中止に伴う増加費用が計上された。
- ・中止期間(2ヶ月)に加えて、市道通行止めによる迂回路工事、工事用道路工事、橋梁上のコンクリート柱工事、橋梁内付属物工事の増工に要する期間(10ヶ月)を考慮し、工期延伸(12ヶ月)となった。

## 22 号 号トンネルその 工事

費用増	工期延伸
	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

### 【1. 工事概要】

工種: トンネル工事 L = 2,284m

工期: H18.6.21 ~ H21.12.15

### 【2. 中止概要】

本工事にて使用している工事用道路を流れる一級河川の支流にて土砂堆積による河道閉塞が発見され、当該工事用道路の管理者である県が一般国道 号を立ち入り禁止としたため、立ち入り禁止解除までの間一時中止(8日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H18												H19												H21											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
日	10/20	10/20	10/20	0/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20					
当初計画工期	...												...												...											
変更工期	...												...												...											

6/28 工事一部中止期間(7/5)

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・工事現場の維持等に必要な労務費(ガイドラインP24 費目「ロ 労務費」に該当)
- ・機械や仮設機材の損料や維持管理に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「二 機械経費」「ト 仮設費」に該当)

### 【5. コメント】

- ・労務費は、原則計上しないが、トンネル工事で作業員を確保するために費用を計上している。
- ・中止期間がごく短期間であり、全体工期に影響がなかったため工期の延伸はなかった。

## 23 公園工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

工種： 芝生広場改修 A=20,000m<sup>2</sup> 園内除草、法面処理など

工期： H21.3.30 ~ H22.3.25 (当初:H22.12.25)

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

### 【2. 中止概要】

本工事は、開園中である芝生広場の改修(土壌改良、張芝)を行うものである。工事箇所をスキーのゲレンデとして開放するため、やむを得ず工事中止(51日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的な事象により工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H21										H22													
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1	2	3	4
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	着工 3/30		—————										完成 12/25	<span style="color: red;">■</span> 工期延伸期間(増工+中止期間) <span style="color: red;">■</span> 12/26~3/25(90日間)										
変更工期			—————										<span style="color: blue;">■</span> 1/4 工事一部中止期間(51日間) 2/24											

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・現場搬入済みの資材、重機、仮設材の仮搬出、再搬入に要する費用(ガイドラインP25 費目「ホ 運搬費」に該当)  
掘割除雪と現地の整地等に要する費用(ガイドラインP25,26 費目「へ 準備費」「ト 仮設費」に該当)について協議を実施。いずれも率に含まれる項目であり、積算は標準積算にて計上された。

### 【5. コメント】

12月末の契約変更時点で、降雪による中止が見込めていた為、工期も中止期間(51日)に増工要素に要する期間(39日)を含めた90日間延伸に変更とした。

## 24 海岸 人工リーフ工事

費用増	工期延伸

### 【1. 工事概要】

: 増加・延伸

工種: 海域堤防工 1式、養浜 1式      工期: H21.3.13 ~ H23.11.30 (当初:H22.10.20)

×: 増加なし・延伸なし

### 【2. 中止概要】

既設人工リーフを延伸する工事であるが、既設区間の被覆ブロック等に冬期波浪による変状が確認され、当施工被覆ブロックも同様の規格であったため、現況調査及び対策工法等の検討が必要となり、やむを得ず工事中止(50日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当)

既設区間の変状箇所の応急対策工を実施するため、施工を一時再開したが、引き続き延伸区間のブロック規格は模型実験により検討中であり、また冬期にかかり海上作業が困難となったため、やむを得ず工事中止(133日間)を行った。(ガイドラインP8「発注者が工事を中止する必要があると認める場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	H22										H23										
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20	10:20
当初計画 工期	■ 着工 3/14										■ 完成 10/20										
変更工期	■ 着工 3/14										■ 中止に伴う工期延長(～9/30)										
	■ 1回目工事一部中止期間(30日間) 6/8 ~ 7/27										■ 2回目工事一部中止期間(133日間) 11/18 ~ 3/30										
											■ 増工による工期延長(～11/30)										
											■ 完成 11/30										

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

1回目の増加費用は3ヶ月以下の中止期間のため機械経費以外を率、機械経費を積上により計上。

2回目の増加費用は3ヶ月を越える中止期間のため参考見積による積上により計上。(機械経費は在场なしのため対象外)

- ・電力料金(ガイドラインP25 費目「ハ 水道光熱電力料金」に該当)      ・現場管理費の増加費用(ガイドラインP27 費目「カ 社員等従業員給料手当」に該当)
- ・機械費用(ガイドラインP25 費目「ニ 機械経費」に該当)      ・現場事務所の地代の費用(ガイドラインP28 費目「タ 地代」に該当)
- ・現場事務所(ガイドラインP27 費目「ヲ 営繕費」に該当)      ・通信交通費の増加費用(ガイドラインP28 費目「レ 福利厚生費等」に該当)

### 【5. コメント】

模型実験による検討期間を要したため、H22年度内に工事を再開することが不可能であった。また冬期は海上作業日の確保が困難であるため、H22年度末まで工期延長した。その後、被覆ブロックの規格が確定したため、H23年度当初から再開可能となったため、当初契約の施工期間と同様の工期を延長し、増工によりさらに必要工期を延長している。

## 25 トンネル工事

費用増	工期延伸
	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

### 【1. 工事概要】

工種: トンネル工 644m

工期: H19.3.24 ~ H21.11.30 (変更なし)

### 【2. 中止概要】

猛禽類繁殖のため、やむを得ず工事中止(75日間+33日間)を行った。

(ガイドラインP8「自然的事象のため施工ができない場合」に該当)

国有林の作業許可が遅れたため、工事中止(68日間)を行った。

(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

### 【3. 中止期間】

年	平成19年												平成20年											平成21年										
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11									
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20				
当初計画 工期	○																																	
変更工期	■																																	
		4/18 工事一部中止期間 (75日間)		7/2				10/22 工事一部中止期間 (68日間)		12/28													5/1 工事一部中止期間 (33日間)		6/2									

### 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・存置する機械に要する費用(ガイドライン P25費目「機械経費」に該当)
- ・存知する設備に要する費用(ガイドライン P26費目「仮設費」に該当)
- ・既存の安全設備維持に要する費用(ガイドライン P26費目「安全費」に該当)
- ・工事電力の基本料金に要する費用(ガイドライン P26費目「役務費」に該当)
- ・中止期間中待機社員に要する費用(ガイドライン P27費目「社員等従業員給料手当」に該当)
- ・作業員解雇に要する費用(ガイドライン P28費目「労務管理費」に該当)
- ・社員の福利厚生に要する費用(ガイドライン P28費目「福利厚生費等」に該当)

### 【5. コメント】

中止期間は延べ数ヶ月に亘ったが、当初工期内に出来高を消化したため、工期延伸はなかった。

# 橋梁下部工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: RC橋脚 5基

工期: H21.9.12 ~ H22.12.20(当初:H22.7.2)

## 【2. 中止概要】

中止期間 ・ とも施工場所近隣住民の工事に対する質疑回答に多数回の説明会を要したため。(221日間)  
(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21				H22																	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	着工											完成										
	9/12											7/2										
変更工期					工事用道路工のみ施工可能1/4~				全工事施工可能4/22~				工期延伸期間									
	9/12 工事一時中止期間 (114日間)				工事一部中止期間 (107日間)				9/2~12/20(171日間)													

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

中止期間は契約後、準備工着手前の中止であるため増加費用の計上はなかった。その後の中止期間も、中止が部分的で他の工種で施工が可能であったため費用の計上はなかった。

## 【5. コメント】

一部中止期間 (107日間)に係る工期延伸は、工事用道路工の施工が部分的に可能であったことを考慮し、57日とした。よって114日(中止期間) + 57日(中止期間) = 171日が工期延伸となった。

# 道 第 跨道橋下部その 工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工事種: 橋台工1基 県道迂回路工 L = 255m トンネル搬入路工 L = 230m

工期: H21.3.7 ~ H22.3.31 (当初:H21.12.31)

## 【2. 中止概要】

全体工事に影響がある県道迂回路工の施工を予定している箇所の借地協議が未完了で施工不可能なため工事全体が一時中止となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保が行われなかったため施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22											
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1	2	3	
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期																								
変更工期																								

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事受注後、1週間にも満たない時の工事中止であり、準備工も未着手での工事一時中止のため費用の計上はなかった。(ガイドラインP17「契約後、準備工着手前に中止した場合」に該当)

## 【5. コメント】

中止期間(61日)に、橋台構造変更による追加調査に要する期間(30日)を加えた91日と同程度の工期延伸になった。



# 仮設道路舗装工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸  
×:増加なし・延伸なし

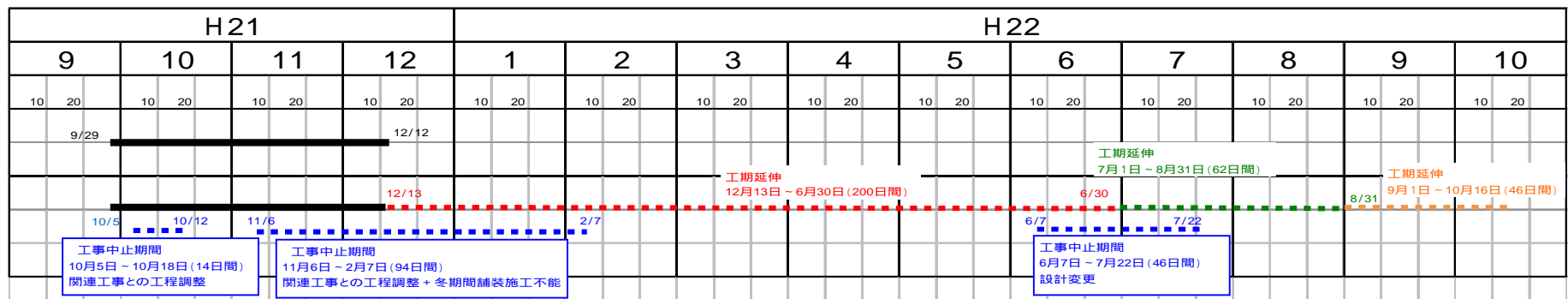
## 【1. 工事概要】

工種: 延長500m 下層路盤工500 m<sup>2</sup> 上層路盤工2,600 m<sup>2</sup> 表層工4,000 m<sup>2</sup>  
 工期: H21.9.29 ~ H22.10.16 (当初:H21.12.12)

## 【2. 中止概要】

関連工事との工程調整となり、やむを得ず工事中止(14日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)  
 関連工事との工程調整及び冬期間で舗装が出来ないため、やむを得ず工事中止(94日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)  
 設計変更のため、やむを得ず工事中止(46日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】



## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

契約後準備工着手前に中止となったため、費用の増加はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)  
 、一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の増加はなし。( " )

## 【5. コメント】

工期延伸 は中止期間分 + (14日+94日=108日)に工程見直し分(92日)を加算したもの(200日)である。その後、第2回変更を行い、再度の工程見直し分(62日)の工期延伸となった。また、その後の中止期間 の中止期間分(46日)の工期延伸とした。



# 築堤工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 盛土工 9,900m<sup>3</sup> 野芝吹付工 2,180m<sup>3</sup>

工期: H22.3.11 ~ H22.12.31 (当初:H22.9.26)

## 【2. 中止概要】

施工箇所が大きく2工区あり、一方の工区( )工区)については問題なく工事を進めていた。しかし、他方の工区( )工区)について、近接する別途工事が工期延伸となり工事搬入路等が本工事の築堤施工箇所となっていたため、施工が出来ないことからやむを得ず工事の部分中止を行った。

(ガイドラインP.8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H22										H23				
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20			
当初計画 工期	着工 3/11							完成 9/26							
変更工期	■							■		■					
	5/24			工事一部中止期間(91日間)				8/23		工期延伸期間 9/26~12/31(96日間)					

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・部分中止を行った工区( )工区)は現場に全く着手しておらず現場管理費、安全費、営繕費等、増加費用計上に該当する項目がなかったため、一時中止に係る費用の計上はなかった。

## 【5. コメント】

・工事施工の一部中止した工区( )工区)について、工事の中止期間が全体工期に影響したため、中止期間分(91日間)と同程度の工期(96日間)を延長した。

# 道 号橋梁床版工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 床版工271m<sup>3</sup> 伸縮装置工173m

工期: H21.3.13 ~ H22.1.29 (当初:H21.10.30)

## 【2. 中止概要】

上部工に添架予定の上・下水道(占用)の設置工事が遅れたため、上部工の現場塗装工も遅れ、既設構造物取り壊し工に着手出来ないため、やむを得ず工事中止(20日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保が行われないため施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H 2 1										H 2 2	
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
当初計画 工期	着工							完成				
	3/13							10/30				
変更工期								工期延伸期間				
				6/11	工事一部中止期間(20日間)		6/30			11/1 ~ 1/29(90日間)		

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用はなし(ガイドライン P11「中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合」に該当)

## 【5. コメント】

中止期間が工事内容の一部であったため、工期は中止期間と他の増工要素(70日)と合わせ、90日間の工期延伸を行い、適切に契約変更を行うことにより円滑な工事が実施された。

# トンネル工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1．工事概要】

工種: トンネル延長L = 370.0m

工期: H20.2.16 ~ H21.12.15 (当初:H22.9.7)

## 【2．中止概要】

前工事による、トンネル坑口部仮設ヤード及び進入路盛土工事が遅れ、当工事の着工時期には準備工事以外の全工種の施工が困難であり一時中止となった。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3．中止期間】

年	H20												H21											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	
当初計画 工期	着工 2/16																			完成 9/7				
変更工期	着工 2/16																				工期延伸期間 9/7 - 12/15(99日間)		完成 12/15	

## 【4．増加費用の協議・費用が計上された項目等】

準備工着手前の段階で工事着手の遅延が確定していたため施工計画、工事着手時期の見直しをはかった。また一時中止期間中の配置技術者の拘束等も無かったため現場管理費、仮設経費等に係わる負担が発生しないと見込まれたため、増加費用は計上はなかった。

## 【5．コメント】

工事中止期間(169日)に対して工事延伸期間(99日)であるが、別件の要素で当初トンネル到達側に民家がありトンネル到達時期に遅れ(70日程度)が予定されていたが工事再開後トンネル到達までに民家の退去が完了し中止分の遅れが解消されたため、延伸期間は(99日)で対応可能であった。

# トンネル工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: トンネル掘削支保工L = 412m 坑門工1式  
 工期: H21.3.13 ~ H23.3.31 (当初:H22.3.31)

## 【2. 中止概要】

杭口部への取付道路工事(別工事)の遅れのため、着工ができず全部を一時中止(222日間)した。  
 (ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22												H23		
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20		
当初計画 工期	着工 3/13												完成 3/31														
変更工期	4/1												一時中止のための延伸												道路土工、付帯工増工分の延伸		
	工事全部一時中止期間(222日間) 11/8												4/1 工期延伸(238日間)												11/24 工期延伸(127日間) 3/31		

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

契約後準備工着手前の工事一時中止であるため、増加費用の計上はなかった。

## 【5. コメント】

工期延伸期間の内訳は、工事一時中止期間(222日間)に相当する延伸(238日間)を行い、その後道路土工・付帯工増工が必要となり、施工に要する期間(127日間)の延伸となった。

# スマートIC車輛運行設備設置工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: スマートIC車輛通行設備 1式

工期: H20.3.18 ~ H21.9.30 (当初:H21.3.27)

## 【2. 中止概要】

スマートICにおける一般道から高速道路を結ぶ取付道路(市発注工事)の進捗が遅れ、車輛通行設備設置(配管配線、道路照明設備等含む)ができないため、取付道路の完成までの間工事の一時中止(105日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H20										H21														
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
日	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20					
当初計画工期	着工 3/18	[進捗線]												完成 3/27											
変更工期	[進捗線]												[進捗線]		[工事延伸期間]										
											12/18 工事一部中止期間(105日間)			4/1		3/27~9/30(187日間)									

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・本工事では増加費用を計上していない。(工事中止時点まで、工場製作等に行っていたが現場に未着手であり、現場事務所等の設置もなく、工事現場の維持等に関する費用が生じないと見込まれた為)

## 【5. コメント】

・中止期間が全体工事に影響があったため工期延伸している。延伸日数(187日間)が中止期間(105日間)より82日間多いが、増加分は延伸見込み日数(187日)に他の工種の増工に要する期間を加算したことによるものである。

# 橋耐震補強工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 工場製作工 1式 橋梁附属物工 1式 橋脚巻立て工 50m3

工期: H21.9.3 ~ H22.4.30 (当初:H22.3.20)

## 【2. 中止概要】

橋脚巻き立て工3箇所の内 1箇所の施工が河川協議の遅れにより着手できない状況となり、やむを得ず工事の一部中止(9日間)を行った。(ガイドラインP6「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22											
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1	2	3	4
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期																								
変更工期																								

着工 9/3

工事中止 11/1 ~ 11/9(9日間)

完成 3/20

工期延伸期間 3/20 ~ 4/30(40日間)

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・工事中止に係る直接増加費用の協議・計上がされなかった理由は、全体工事の部分中止であり、ごく短期間であったことから、受注者の資材損料、労務費等に影響がなかったためである。

## 【5. コメント】

工事中止期間は9日間であったが、中止期間(9日) + 増工要素による期間(31日)により工期延伸を40日間とした。

# トンネル工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: トンネル工 NATM 延長186m 内空断面A = 75.6㎡  
 工期: H20.2.28 ~ H21.6.30 (当初:H21.3.20)

## 【2. 中止概要】

トンネル施工箇所周辺に存在した横井戸(4箇所)について、利用者との補償協議が完了するまでトンネル掘削作業に着手できなかったため、やむを得ず工事中止(39日間)を行った。  
 (ガイドラインP8「工事用地等の確保ができないため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H20												H21																					
月	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1	2	3	4	5	6						
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
当初計画 工期	着工 2/28																										完成 3/20							
変更工期																											<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">                     工期延伸                      3/21 ~ 6/30(102日間)                 </div>							
																											<div style="border-bottom: 1px dashed red; width: 100%;"></div>							
																											<div style="border-bottom: 1px dashed blue; width: 100%;"></div>							
																											8/4 工事一部中止期間 (39日間)9/12							

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

『工事全部中止』ではなく『トンネル掘削工の工事一部中止』であること。および、上記の一時一部休止期間中は、土工事およびトンネル掘削のための仮設備設置期間中で、実質的な待ち期間は発生しておらず、増加費用が発生しなかったこともあり、費用計上はなかった。

## 【5. コメント】

工事延伸期間の内訳 工事一部中止の相当期間(39日間)3/21 ~ 4/28 増工事期間(63日間)4/29 ~ 6/30  
 + = 102日間となった。  
 増工事要素の内訳(防音ハウス(仮設備)、トンネル掘削工における各種補助工、法面の吹付法砕工)

# 道路工事

費用増	工期延伸
×	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 路体盛土32,100m<sup>3</sup> 石ブロック積工188m<sup>2</sup> カルバート工57m 排水構造物 約2,000m 仮栈橋1式

工期: H22.2.27 ~ H22.11.30 (工期の変更は行わなかった)

## 【2. 中止概要】

平成22年4月27日に開催された 道路環境検討委員会において、具体的に猛禽類の繁殖活動が確認・報告され、猛禽類の繁殖に影響を与える恐れがあり、工事を見合わせる事が望ましいと判断されたことに伴い、本工事において使用する盛土材(発生土)を運搬することが困難となり、やむを得ず工事中止(47日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H 2 2												H 2 3											
月	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1	
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	[Solid black bar from March 3 to November 11]																							
変更工期	[Solid black bar from March 3 to November 11]																							
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>5/1</span> <span style="border-bottom: 1px dashed blue; width: 100px;"></span> <span>5/7</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">工事一部中止期間(47日間)</p>																							

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・路体盛土のみの一部中止であり、仮栈橋の施工が出来たため費用増加計上の項目がなかった。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)

## 【5. コメント】

工事の一部中止(47日)があったが、工期内の完成が可能であったため工期の延伸はなかった。



# 下水道工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 推進工法( 150VP)L = 122m

工期: H22.7.27 ~ H23.3.15 (当初:H23.2.15)

## 【2. 中止概要】

当初想定していなかった地下埋設物の移転が必要となり、やむを得ず工事中止(28日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H22									H23				
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期					着工 7/27							完成 2/15		
変更工期													工事延伸期間 2/16~3/15(28日間)	

9/9: 工事一部中止期間(28日間) 10/6

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の増加はなし。

## 【5. コメント】

中止期間と同じ期間(28日間)の工期延伸となった。

# 歩道工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸  
×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 土工3,500m<sup>3</sup> 舗装工3,400m<sup>2</sup> 排水構造物900m 切削オーバーレイ 構造物取壊し  
 工期: H20.10.24 ~ H22.3.19 (当初:H21.3.27)

## 【2. 中止概要】

設計の見直しに伴い詳細設計が未了及び支障物件(信号機移設)協議のため、やむを得ず工事中止(152日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H20			H21												H22					
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20			
当初契約工期	10/24 ~ 3/26																				
変更工期	11/18 ~ 4/15						3/26日付 工期延伸 3月26日~8月31日(159日間)						8/31日付 工期延伸 8月31日~3月19日(200日間)						3/19		
	工事中止期間 10月24日~3月25日(152日) 詳細設計+支障物協議						3月26日~H22年3月19日(369日間)														

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・準備工着手前であったため、費用の増加計上はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)

## 【5. コメント】

複数工区を同時施工で準備を進めていたが、設計見直しによる詳細設計、支障物協議が必要となり施工が出来なくなった。よって、3月26日に第1回変更を行い、中止期間分(152日)に準備期間(7日)を加算して工期延伸(159日)とした。その後の工期延伸は排水構造物増工分(200日)の工期延伸である。

# 国道 号 流路他その 工事

費用増	工期延伸
×	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 流路工 1式 道路改良 1式 道路維持工 1式

工期: H22.3.17 ~ H22.12.21 (当初:H22.12.21)

## 【2. 中止概要】

流路工造成に伴う工事用進入路確保のため地山部を掘削したところ、左岸部に軟質な青灰色凝灰岩粘土や角礫混じり粘性土が出現し、地滑り崩積土層が確認された。掘削を続行した場合、地滑り滑動を誘発する危険性があるため、安全な施工を可能とする流路工の構造変更(修正設計)が必要となり、その間工事の一時中止(35日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H22											H23						
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
月	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
当初計画 工期	着工 3/17	—————											完成 12/21					
変更工期			6/11	工事一部期間中止(35日間)				7/15										

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・本工事では工事が全体工期に影響がなく、部分的であったため他の工種を施工することが可能であった。よって一部中止に係る増加費用を計上していない。

## 【5. コメント】

・本工事では上記中止期間も他の工種を実施しており、一部中止が全体工期に影響しなかったので工期の延伸も行っていない。

# 下流道路改良工事

費用増	工期延伸
×	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 道路土工、法面工 3箇所、排水物構造工 9箇所、落石雪害防止工 10箇所

工期: H21.3.20 ~ H21.12.25 (当初:H21.12.10)

## 【2. 中止概要】

・施工現場の約1km下流において、クマタカの抱卵が確認された。クマタカは絶滅危惧種( B類)の鳥類で、周辺での営巣期の工事について配慮する必要がある。そのため、巣内育雛期(5月~7月下旬頃)が終わるまで、工事の騒音・照明等による悪影響を与えないように、工事の一部の一時中止(51日間)を行った。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21												H22															
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画 工期	着工 3/20																				完成 12/10							
変更工期																					完成 12/25							
		5/11 工事一部中止期間(51日間) 6/30																										
		7月22日 一部変更指示 法面工等を一部減工																										

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

工事中止は、工事区間の一部(法面工、排水構造物工、落石雪害防止工)であり、他工種や準備工(測量等)の作業が可能であった。工事現場の維持等に影響がなかったため、増加費用の計上はなかった。

## 【5. コメント】

当該地域は、豪雪地帯で冬期施工は不可能であった。工期内に工事を完了させるため、15日間の工期延伸(一時中止分対象外)と、法面工及び落石防止網工の一部を減工することで年内の完成となった。

# 電線共同溝工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸  
×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 施工延長100m 管路工、舗装工、土工、軽量矢板土留、マンホール工  
工期: H21.2.26 ~ H21.11.5 (当初:H21.3.30)

## 【2. 中止概要】

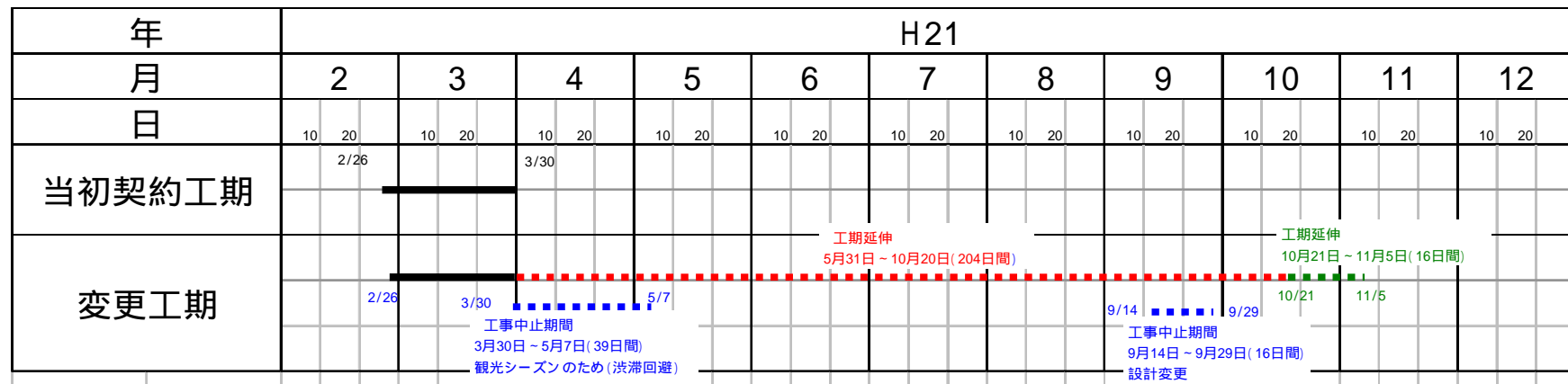
工事箇所付近に花見の名所があり、観光シーズンとなり多数の一般者の通行が見込まれていた。そこで、電線共同溝の施工による交通渋滞を避けるため、やむを得ず工事中止(39日)を行った。

(ガイドラインP8「発注者が工事を中止する必要があると認める場合」に該当)

舗装工の設計に見直しの必要性が生じ、やむを得ず工事中止(16日)を行った。

(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】



## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

契約後準備工着手前に中止となったため、費用の計上はなし。(ガイドラインP12「増加費用の範囲」に記載)  
一時中止に係る増加費用の請求がなかったため、費用の計上はなし。( " )

## 【5. コメント】

春の観光シーズンの渋滞を避けるため工事中止の必要性が生じた。中止期間分(39日)に本来必要であった工事期間(165日)を加算して工期延伸(204日)した。その後、設計見直しのための中止が必要になり、9月29日に中止期間分(16日)の工期延伸をした。

# CCTV 整備工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: CCTV2基、非常電話1基

工期: H21.9.9 ~ H22.3.25 (当初:H21.12.25)

## 【2. 中止概要】

本工事は、CCTV2基と非常電話1基の製作・設置を行うものである。工事の最終段階において、降雪・積雪により、工事箇所に入り込むことが危険な状況となったため、やむを得ず工事中止(51日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的な事象により工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21					H22								
	8		9		10		11		12		1	2	3	4
月	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
日														
当初計画 工期			着工 9/9	—————					完成 12/25	工期延伸期間(増工+中止期間) 12/26~3/25(90日間)				
変更工期			着工 9/9	—————					1/4 工事一部中止期間(51日間)		2/24			

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

当該工事が中止となった時点で、進捗率は94%であった。残工事は、CCTVの接続、総合試験、調整などであり、工事中止に伴う手戻りなどは無かった。また、現場事務所や資材置き場などの借り上げ費用も必要なかったことから、増加費用の協議無しで中止協議を行ったものである。

## 【5. コメント】

12月末の契約変更時点で、降雪による中止が見込んでいた為、工期は増工分の施工に要する期間(39日)に中止見込み期間(51日)を含めた90日間の延伸に変更とした。

# ゲート設備工事

費用増	工期延伸
×	

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種： ゲート設備塗替塗装工 (717m<sup>2</sup>)  
 工期： H21.10.20 ~ H22.2.24 (当初:H22.1.29)

## 【2. 中止概要】

本工事の施工にあたり、作業ヤードへの人員入退や資材等の搬入・搬出時に必要不可欠な経路となる 道路について、道路周辺法面への降雪・積雪により雪崩等発生危険性が想定されたことから道路除雪作業が行えず経路の確保が困難となったため。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H 2 1									H 2 2					
	1 0			1 1			1 2			1			2		
	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28
当初計画 工期		着工 10/20										完成 1/29			
変更工期		着工 10/20											増工分必要工期 (8日間)		
										工事一時中止期間 平成22年1月4日～25日(22日間)			工期延伸期間 1月26日～2月24日(26日間)		

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

増加費用協議で、増加費用の項目はないと見込まれ費用計上はなかった。

## 【5. コメント】

中止期間が全体工事に影響を及ぼすこと及び増工に伴う必要工期を考慮し、工期について中止期間(22日)と増工分必要工期(8日)の合算日数(30日)と同程度の26日間延伸に変更となった。

# 道路 舗装工事

<b>費用増</b>	<b>工期延伸</b>
×	

## 【1. 工事概要】

:増加・延伸

工種: 舗装工21,130m<sup>2</sup> 道路土工54,100m<sup>3</sup> 排水構造物工1式 情報ボックス工1式 ×:増加なし・延伸なし

工期: H21.7.24 ~ H23.1.31 (当初:H22.11.30)

## 【2. 中止概要】

先行改良工事における埋蔵文化財調査の遅延により、当該舗装工事の一部が施工に着手できないことから、やむを得ず工事の一部一時中止(127日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21						H22												H23					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1					
日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
当初計画	着工																		完成					
工期	7/24																			11/30				
変更工期	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 100%;"></span> </div>																		工期延伸期間 12/1 ~ 1/31 (62日間)					
							12/9 工事一部中止期間(127日間)												4/14					

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

- ・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用は無し(他工種の施工が可能)

## 【5. コメント】

- ・当初、特記仕様書において、あらかじめ埋蔵文化財調査期間の記載があったが、それ以上の遅れが生じた。
- ・当初の計画工程時より冬期間(12月下旬～2月中旬)の盛土工事は考えていなかった。
- ・中止期間が全体工程に影響を及ぼした期間(62日間:2月中旬～4月中旬)のみ延伸した。



# 川 河川構造物工事

費用増	工期延伸
×	×

:増加・延伸

×:増加なし・延伸なし

## 【1. 工事概要】

工種: 堰柱7基(径間距離44.45m) 中央床版6基 河川土工掘削326,900m<sup>3</sup>  
 護床・根固ブロック工 構造物取壊工

工期: H21.7.31 ~ H23.11.30

## 【2. 中止概要】

東日本大震災(H23.3.11)を起因とする燃料不足により、バックホウによる掘削積込工の施工が困難となったため、やむを得ず工事中止(18日間)を行った。(ガイドラインP8「自然的又は人為的な事象のため施工ができない場合」に該当)

## 【3. 中止期間】

年	H21						H22												H23										
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日																													
当初計画	着工																												完成
工期	7/31																												11/30
変更工期																													

3/17 工事一時中止期間(18日間) 4/3

## 【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】

・工事内容の一部中止であり、中止に伴う増加費用はなし(ガイドラインP11「中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合」に該当)

## 【5. コメント】

・一時中止が全体工期に影響しなかったので工期の延伸は行っていない。